

# 障害児者をめぐる自治体間格差と地方財政措置



総務省

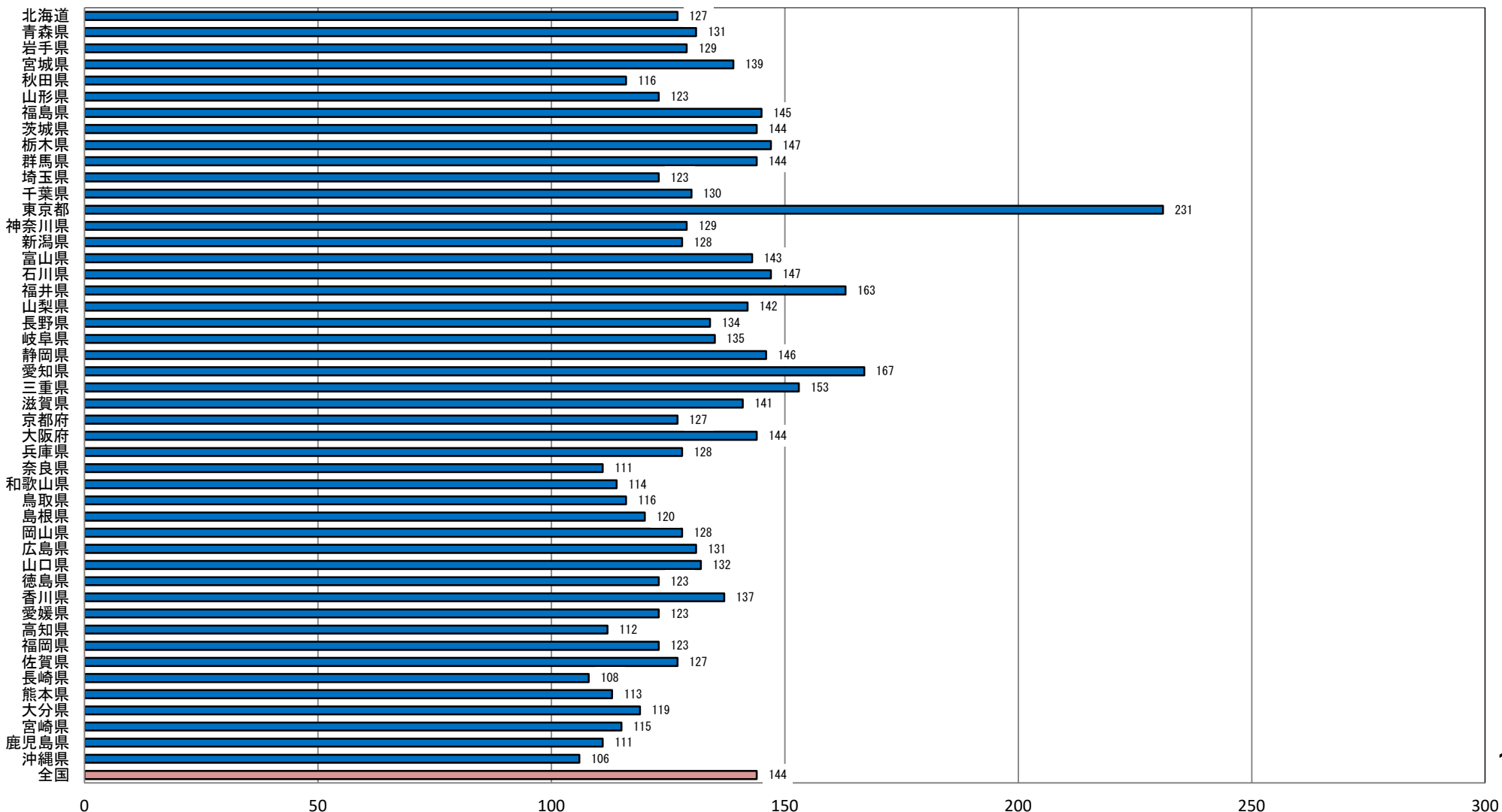
令和2年6月

# 都道府県の税源偏在の状況

○ 地方の自主財源の基本である地方税は、経済活動の集積度の違いなどにより、法人関係税をはじめ地域間での税源の偏在が大きく、平成30年度では、人口一人当たり税額でみると東京の23.1万円に対し、沖縄県は10.6万円と2.2倍の格差が生じている。

平成30年度人口一人当たり都道府県税額

(単位：千円)



# 地方交付税とは

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

## 地方交付税法

第3条第1項 総務大臣は、常に各地方団体の財政状況の的確な把握に努め、地方交付税（以下「交付税」という。）の総額を、この法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額をこえる地方団体に対し、衡平にその超過額を補てんすることを目途として交付しなければならない。

第2項 国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。

第3項 地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少くとも法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えるようにしなければならない。

## 地方財政法

第13条第1項 地方公共団体又はその経費を地方公共団体が負担する国の機関が法律又は政令に基づいて新たな事務を行う義務を負う場合においては、国は、そのために要する財源について必要な措置を講じなければならない。

## 地方交付税総額

令和2年度 16兆5,882億円

※ 所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額

# 地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析

地方財政計画（通常収支分）の歳出の大部分は、補助・地方単独ともに、小中高教職員・警察官等の人件費や社会保障関係費など、国の法令や制度等に基づく経費である。

地方財政計画（令和2年度）【90兆7,397億円】 (単位:億円)

		補助	国費	地方費	説明	
給与関係経費	202,876	補助 56,017	15,461	40,556	小中学校教職員等	
		地方単独 146,859	地方費 50,535	96,324		地方警察官 21,521 消防職員 12,514 高校教職員 16,500
	一般行政経費	403,717	補助 227,126	100,974	126,152	児童福祉司、ケースワーカー、 公立保育所保育士等の福祉関係職員等
			地方単独 147,510	国の事業団等への出資金等 1,541	145,969	
補助等 単独	59.9% 40.1%	国保・後期高齢者 14,881	地方費		一般行政経費(単独)は社会保障など住民に身近な地方の様々な取組に対応	
		まち・ひと・しごと 創生事業費 10,000	地方費			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     予防接種、乳幼児健診、ごみ処理、警察・消防の運営費、道路・河川・公園等の維持管理費、義務教育諸学校運営費、私学助成、戸籍・住民基本台帳 など                 </div>
		地域社会再生事業費 4,200	地方費			
直轄事業負担金 補助 単独	5.0% 47.1% 47.9%	直轄・補助 (公共事業等) 66,477	直轄事業負担金 6,425	31,087	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、公立高校など                 </div>	
		地方単独 61,137	地方費	28,965		
公債費		116,979	地方費		(注) 小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、道路等の事業で、 いわゆる国庫補助事業の継ぎ足し単独や補助事業を補完する 事業等、国庫補助と密接に関係する事業も含まれる。	
公営企業繰出金		24,942	企業債の元利償還に係るもの 15,138	9,804	上下水道、病院(高度医療等)等	
その他		31,269	上記以外			

# 障害者自立支援等に係る地方交付税措置

## 下記事業の地方負担分について、普通交付税を措置

### 自立支援給付

負担割合：国1/2, 県1/4, 市1/4

#### 介護給付 障害者総合支援法第28条第1項

- ・居宅介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・重度障害者等包括支援
- ・短期入所 等

#### 訓練等給付 障害者総合支援法第28条第2項

- ・就労移行支援
- ・自立生活援助 等

#### 相談支援 障害者総合支援法第5条の18

- ・計画相談支援
- ・地域相談支援 等

#### 補装具 障害者総合支援法第76条

- ・補装具費支給

### 障害児入所給付

負担割合：入所給付 国1/2, 県1/2  
通所・相談給付 国1/2, 県1/4, 市1/4

#### 障害児通所給付 児童福祉法第21条の5の2

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援

#### 障害児入所給付 児童福祉法第24条の2

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

#### 障害児相談支援給付 児童福祉法第24条の25

- ・障害児相談支援

### 地域生活支援事業 (障害者総合支援法第77条第1項、第78条第1項)

負担割合：都道府県事業 国1/2, 県1/2、市町村事業 国1/2, 県1/4, 市1/4

#### 地域生活支援事業

- ・相談支援
- ・意思疎通支援
- ・日常生活用具
- ・移動支援
- ・福祉ホーム
- ・地域活動支援センター 等

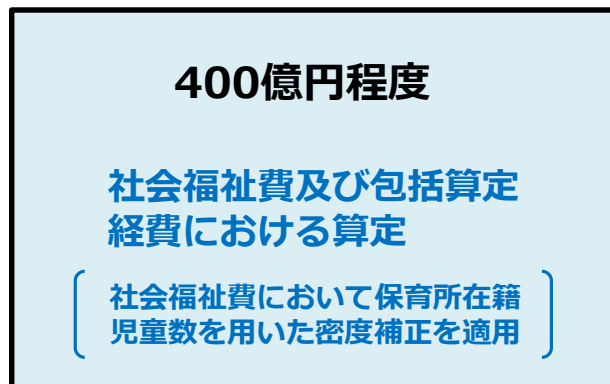
#### 地域生活支援促進事業<任意>

- ・医療的ケア児等総合支援事業
- ・発達障害児者地域生活支援モデル事業
- ・発達障害児者及び家族等支援事業 等

## 障害児の保育に対応する職員の加配に係る地方交付税措置

- 「障害児保育に要する経費」 **(地方単独事業)** (障害児保育のための保育士の加配に係る人件費等)に係る交付税措置について、**平成30年度から以下のとおり見直し**
  - ・ 厚生労働省の実態調査の結果、受入障害児数は10年間で約1.9倍(平成18年度:3.3万人、平成28年度:6.5万人)となったことを踏まえ、**措置額を880億円程度に拡充(+480億円程度)**
  - ・ 障害児保育に係る市町村の財政需要をよりの確に反映するため、社会福祉費及び包括算定経費における算定(社会福祉費において保育所在籍児童数を用いた密度補正を適用)から、**社会福祉費における算定(受入障害児数を用いた密度補正を適用)に変更**

### <見直し前の算定方法(H29)>



### <見直し後の算定方法(H30)>

